

| 改訂履歴 | 修正日       | 修正ページ等                                                |
|------|-----------|-------------------------------------------------------|
|      | 2024/6/24 | 10                                                    |
|      | 2025/7/1  | 2 3 4 9 10 15 18 24 25 32 41 45 46 49 204 221 234 412 |
|      |           |                                                       |
|      |           |                                                       |
|      |           |                                                       |

| 正誤箇所 |                               |                                                 | 誤                                                                                                                              | 正                                                                                                                               |
|------|-------------------------------|-------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ページ  | 項番                            | 行・図表等                                           |                                                                                                                                |                                                                                                                                 |
| 10   |                               | 表11.1-5<br>主任技術者、監理技術者、特例監理技術者の職務<br>【下請の主任技術者】 | 【工程管理】<br>◆請け負った範囲の建設工事に関する立会い確認（原則）<br>◆元請（上位下請）への施工報告                                                                        | 【工程管理】<br>◆請け負った範囲の建設工事の進捗確認<br>◆工程会議等への参加                                                                                      |
|      |                               |                                                 | 【品質管理】<br>◆元請が作成した施工計画書等に基づき、池負った範囲の建設工事に関する施工要領書等の作成<br>◆元請等からの指示に応じた施工要領書等の修正                                                | 【品質管理】<br>◆請け負った範囲の建設工事に関する立会い確認（原則）<br>◆元請（上位下請）への施工報告                                                                         |
|      |                               |                                                 | 【技術的指導】<br>◆請け負った範囲の建設工事に関する作業員の配置等、法令遵守や職務遂行の確認                                                                               | 【技術的指導】<br>◆請け負った範囲の建設工事に関する作業員の配置等、法令遵守や職務遂行の確認<br>◆現場作業に係る実地の技術指導                                                             |
|      |                               |                                                 | 一般建設業の許可・・・発注者から請け負った一件の工事を下請けに出す際の下請代金が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満の場合や下請けとしてだけ営業する場合                                         | 一般建設業の許可・・・発注者から請け負った一件の工事を下請けに出す際の下請代金が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満の場合や下請けとしてだけ営業する場合                                          |
| 2    | (2) 建設業の許可                    | 下から1行                                           | 特定建設業の許可・・・発注者から請け負った一件の工事を下請けに出す際の下請代金が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上の場合                                                        | 特定建設業の許可・・・発注者から請け負った一件の工事を下請けに出す際の下請代金が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上の場合                                                         |
| 3    | (2) 建設業の許可                    | 上から3行                                           | 特定建設業許可<br>発注者から直接工事を請負い、かつ総額4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)以上※を下請契約して工事を施工しようとする者                                                  | 特定建設業許可<br>発注者から直接工事を請負い、かつ総額5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)以上※を下請契約して工事を施工しようとする者                                                   |
| 4    |                               | 表11.1-1                                         | 発注者から直接、建設工事を請負った特定建設業者は、その工事の下請代金の総額が4,500万円※以上（建築工事では7,000万円以上）となる場合は、一定の指導監督的な実務経験を有する施工の技術上の管理をつかさどるものとして監理技術者を置かなければならない。 | 発注者から直接、建設工事を請負った特定建設業者は、その工事の下請代金の総額が5,000万円※以上（建築工事では8,000万円※以上）となる場合は、一定の指導監督的な実務経験を有する施工の技術上の管理をつかさどるものとして監理技術者を置かなければならない。 |
| 9    | (1) 主任技術者および監理技術者の設置等         | 下から15行                                          | ただし、請負金額が1億円（建築一式は2億円）未満で、施工体制確保・情報通信技術により職務を果たせる場合、監理技術者補佐を配置した場合（いずれも2件まで）、専任せず配置することができる。※                                  | ただし、請負金額が1億円（建築一式は2億円）未満で、施工体制確保・情報通信技術により職務を果たせる場合、監理技術者補佐を配置した場合（いずれも2件まで）、専任せず配置することができる。※                                   |
|      |                               | 下から11行に追記                                       |                                                                                                                                |                                                                                                                                 |
|      |                               | 下から10行                                          | 建設工事（28業種）に当たっては                                                                                                               | 建設工事（29業種）に当たっては                                                                                                                |
|      |                               | 下から8行に追記                                        |                                                                                                                                | ※令和7年2月1日施行                                                                                                                     |
| 10   |                               | 表11.1-4<br>元請工事における下請金額合計                       | 4,500万円                                                                                                                        | 5,000万円                                                                                                                         |
|      |                               | 表11.1-4<br>技術者の現場専任                             | 4,000万円                                                                                                                        | 4,500万円                                                                                                                         |
|      |                               | 表11.1-5<br>表下                                   |                                                                                                                                | （表下追記）※令和7年2月1日施行                                                                                                               |
| 15   | (1) 担い手3法の改正                  | 表11.1-2<br>担い手3法改正の概要                           | 品確法 目的<br>◆基本理念の追加：将来にわたる公共工事の品質確保と中長期的な担い手の確保、ダンピング防止等                                                                        | 品確法 目的<br>◆基本理念の追加：将来にわたる公共工事の品質確保と中長期的な担い手の確保、ダンピング防止等                                                                         |
|      |                               |                                                 | 建設業法の改正<br>・建設業者、建設業者団体、国土交通大臣による担い手の育成・確保の責務<br>・建設業の許可等について暴力団排除条項を整（平成27年4月1日施行）                                            | 建設業法の改正<br>・建設業者、建設業者団体、国土交通大臣による担い手の育成・確保の責務<br>・建設業の許可等について暴力団排除条項を整備（平成27年4月1日施行）                                            |
| 18   |                               | 図11.1-5<br>特定技能制度のキャリアパスイメージ                    | 【技能実習】【特定活動】<br>〈外国人建設就労者受入事業〉2015～2022年度 時限措置                                                                                 | 【技能実習】【特定活動】<br>〈外国人建設就労者受入事業〉                                                                                                  |
| 24   | 1.5.4 道路の制限等                  | 下から15行                                          | 「箇別の制限」<br>(1) 一般的制限                                                                                                           | 「個別制限」<br>(1) 一般制限                                                                                                              |
| 25   |                               | 下から13行                                          | (2) 個別的制限                                                                                                                      | (2) 個別制限                                                                                                                        |
| 32   |                               | 表11.2-1<br>年次有給休暇日数                             | （表最下段）<br>5年6か月以上                                                                                                              | （表最下段）<br>6年6か月以上                                                                                                               |
| 41   | 7) 統括安全衛生責任者                  | 下から3行                                           | 以下に述べる1)～6)の事項                                                                                                                 | 以下に述べる①～⑥の事項                                                                                                                    |
| 45   | (2) 作業内容の変更、危険または有害な業務につく前の教育 | 上から8行                                           | (2) 作業内容の変更、危険または有害な業務につく前の教育                                                                                                  | (2) 危険または有害な業務につく前の教育                                                                                                           |
| 46   | 1) 健康診断                       | 上から11行                                          | 特定の業務（坑内・深夜業務等）従事者                                                                                                             | 特定の業務（高気圧業務、石綿業務、有機溶剤業務等）従事者                                                                                                    |
| 49   | 1) 建設物・機械等設置、移転、変更届           | 上から8行                                           | 型枠支保工（高さ3.5m以上）の機械等設置届がある場合は、その設置・工事開始30日前までに、労働基準監督署長に届けなければならない。                                                             | 型枠支保工（高さ3.5m以上）の設置がある場合は、その設置工事開始30日前までに、労働基準監督署長に届け出なければならない。                                                                  |
| 204  | 1) 地球温暖化                      | 上から10行<br>上から14行                                | 経済活動の拡大やえいかつ生活水準の向上<br>シナリオにより異なるが、                                                                                            | 経済活動の拡大や生活水準の向上<br>シナリオにより異なるが、                                                                                                 |
| 221  |                               | 表11.2-2<br>知事が指定した地域（特定建設作業）                    | （用途地域）5行<br>・市街地調整地域の全域                                                                                                        | （用途地域）5行<br>・市街地調整地域の全域                                                                                                         |
| 234  | 3.8.4 解体工事業者の許可および登録          | 下から5行                                           | 請負金1,500万円以上                                                                                                                   | 請負金1,500万円以上                                                                                                                    |
| 412  | 1) バックリング作用力およびバックリング発生延長の検討  | 下から13行                                          | 掘進距離の増加に伴い管の周面抵抗力が増加するため、バックリング作用力は減少する。                                                                                       | 掘進距離の増加に伴い管の周面抵抗力が増加するため、バックリング作用力と管の周面抵抗力の差は減少する。                                                                              |
|      |                               |                                                 |                                                                                                                                |                                                                                                                                 |